

法学部

1. 学部等の理念・目的および教育目標

(1) 理念・目的等

【現状の説明】

(理念・目的等の適切性)

本学部法律学科は、昭和 34 (1959) 年に発足し、昭和 45 年に経営法学科を増設して、現在の 2 学科体制に至っている。他大学の伝統的な法学部同様に法曹、準法曹、公務員等の法律専門職の養成を目的とするとともに、企業実務に活かされる法学教育をも指向してきた。特に、経営法学科は、地元企業経営者等の育成を念頭に必要な法律知識とともに経営・経済学等の専門知識をも修得できる学科として特色がある。このような学科構成の下で、進路の多様化への対応や教育成果の向上を目的に、カリキュラムの改正とその効果的運用を進め、コース制の採用とその改善を図ってきた。

本法科大学院の開設 (平成 16 年) にさいして法学部教育のあり方の再検討がなされた。本法学部は、従来の法学部教育の目的を引き続き堅持し、各種人材養成に果たすべき役割を担うことを教育目的とする。具体的には、法律学科においては、法曹教育の基盤となる法的基礎能力の優れた法科大学院進学者、法的資質の高い法律専門職業人 (いわゆるパラリーガル職)、一般行政職や専門行政職担当者、法的素養のある企業実務担当者、政治活動・社会福祉・マスコミ等の分野で地域的に活躍する専門家等の人材養成を、経営法学科においては、企業経営や国際ビジネスで活躍できる法的能力の高い人材養成を目標としている。

これら目標の基盤として、近代から現代へと発展してきた法の理念 (人権の確立や国家・社会の役割の認識等) に則した法的価値体系を内面化し、法律制度・施行システムの基礎知識と法的思考方法の操作能力、問題解決への創造的思考力やバランス感覚に富む価値判断力とその説得的説明能力の獲得、すなわち「法的思考力 (リーガル・マインド)」の涵養を本学部の教育理念としている。

(理念・目的等の周知の方法)

この理念・目標等については、学部事業計画として明らかにするとともに、「法学部ホームページ」において概要を公表している。また、在学生へは、学修ガイドにおいて「理念と目標」を明確に提示し、新入生ガイダンス等でも周知している。本学及び本学部入学希望者には、大学案内や学部別入学案内等で理念・目標等の主旨を紹介し、オープンキャンパス等機会あるごとに言及している。

【点検・評価】

法科大学院開設準備にさいし、法学部のあり方が強く認識された。当時の学部教授会で論議がなされ、共通認識を得たことは学部アイデンティティの形成に寄与している。理念・目標等に基づきカリキュラム、導入教育、進路別教育の効果的遂行が議論されており、教育上の創意・工夫の基盤として有用である。各学科のあり方と相違点の明確化について、目標等による差別化の認識が高まっており、法科大学院開設後 3 年を経過した現状分析の上に、学科別目標の再評価が必要である。

周知方法については、その機会を増すよう努めている。学部ホームページでの公表による周知方法は、簡便かつ効果的な方法となっている。これに対して、在学生への周知方法、新入生ガイダンスや導入プログラムでの提示はその効果が判然としない。

【改革・改善策】

学部将来構想委員会を設置し、学部のあり方、現在の問題点、将来的改革の構想等を検討してい

Ⅲ. 学部・大学院 法学部

る。また、同様にカリキュラム検討委員会では、コース別カリキュラムの運用効果、その問題点、具体的改善作業等を行っており、理念・目標等と現状との整合性について検討を進めている。その他の各委員会における個別課題の検討にさいしても、理念・目標等の再検討や明確化を進める。

周知方法の改善策として、ホームページの改善や在学生への周知機会と媒体の増加に努める。

(2) 理念・目的等の検証

【現状の説明】

(理念・目的等を検証する仕組み、理念・目的等の見直しの状況)

将来構想委員会での現状と将来像の検討、カリキュラム委員会でのコース別カリキュラムの運用・改正の検討、キャリア教育委員会での学部教育の成果と進路状況等の検討の場で、常に理念・目標等が検証されている。とくに、各学科目標と成果の検証が行われ、問題点の把握がなされている。そのさいには、入学者の状況の変化、在学生の進路の多様化、採用・資格試験の状況、法学検定等の客観的能力評価方法の開発・活用、期待される教育成果等を念頭に検証が進められている。

【点検・評価】

各種委員会等での学部教育についての論議・検証は活発かつ熱心に取り組みされており、理念・目標等の基準は、その検証の枠組みとして効果的に機能している。特に、目標の具体的成果の検証は、教員の共通関心事項であり、各種委員会および教授会の場で検証や論議がなされている。また、在学生の教育状況や試験・レポート等の総合的評価状況は、教員の日常の教育活動を通じて現場で体感的に検証されるものであり、その状況と理念・目標等との整合性の検証は常になされているといえる。

【改革・改善策】

各種委員会等での個別的検討における理念・目標等と現状との検証、日常的な各教員の実態的検証は積極的になされており、目標等の設定枠組みの変更（特に、コース制の変更を通じた試み）が実現してきた。このような改善・改革を継続し、学部全体としての目標等の検証と改革の取り組みが必要である。現在は、特に学科のあり方について基本的な再検討を行っている。その仕組みとして、将来構想委員会での検証・検討を進めており、教育環境、施設・設備等のあり方との関連も含め、各種委員会との共同作業や各教員との意思疎通、教授会での審議等を予定している。

2. 学士課程の教育内容・方法等

【到達目標】

本学部の理念・目標等の実現を目指し、各学科における学士課程教育の成果を円滑かつ効果的に達成するため、体系的かつ段階的な教育課程を構築する。その教育課程において、適切な教育内容等を備えた科目を目的合理的に配置し、法的専門的能力とともに学際的教養および優れた倫理性を涵養し、問題解決能力および総合的判断力に富む法的思考力を獲得させる。さらに、キャリア教育等多様な正課外教育を適切に実施し、学生の進路達成等に寄与する。

(1) 教育課程等

①学部・学科等の教育課程

【現状の説明】

(教育課程と学部学科の理念・目的等との関連)

本学部の教育理念に基づく教育の本旨は普遍的なものであるが、具体的教育目標や教育内容・方法は変化に富むものである。それは、法学が社会の現状や法施行システムの変化と表裏一体の学問であることに裏付けられる。国際化や法化社会の進展等の変化、学生の実生活環境・関心興味・問題意識の変容、法学教育に社会が求めるニーズの多様化等に適切に対応することが求められている。

本学部の教育課程等は、各学科別に教育課程等が構成され、教育目標の枠組みの中で、学士課程の履修目的に沿ったコース制が体系的かつ段階的履修課程として構築されている。

各教育課程における履修科目は、導入科目から専門性の高い分野別科目までを配し、教育成果が段階的に向上するよう構成されるとともに、各学生が自らの目標・興味・意欲等に基づき多様な科目選択をできるよう自由度を維持している。カリキュラムに沿った履修による深い専門知識の修得を図り、本質的に正義・倫理の体系である法学を多様な個別科目で履修することで道徳性や倫理性を獲得し、豊かな人間性を養って学士課程を修了することを目指した教育課程となっている。

(カリキュラムの体系性、専門教育的授業科目と理念・目的等との適合性)

具体的な教育課程の構成および教育内容・方法等については、以下のとおりである。

本学部の理念・目的等に基づき、法律学科および経営法学科ではコース制を採用し、平成10年度入学生より、法律学科に「司法行政コース」「企業法務コース」「現代市民法コース」を、経営法学科には「経営法務コース」「国際法務コース」を設置した。

その後、平成16(2004)年度入学生より、法科大学院設置への対応や導入教育の再検討が行われ、各コースとカリキュラムの内容が一新された。

法律学科には、法科大学院進学者として必要な法的思考力と基本的知識等の獲得を目指す「基本法コース」、国・地方公共団体の一般行政職員、教育、メディア、地域等でリーダーシップを発揮する人材を育成する「法政策コース」、企業活動で有用な法的能力を備えた人材を育成する「企業社会法コース」の3コースを設置した。経営法学科には、起業、個人経営等に必要実践的法的能力の育成を目指す「ビジネスマネジメントコース」、貿易、外資系企業、旅行業等に必要国際的かつ実践的法的能力の育成と語学力の獲得を目指す「インターナショナルコース」の2コースを設置した。いずれの学科も、学生は、2年次進級段階で、希望コースを選択し、3年次進級段階でそれを変更できる。ただし、「基本法コース」は、少人数双方向授業を主体とし、選考制を取る(人数は約50~80人)。選考基準は1年次専門教育科目評点および卒業要件単位取得数である。平成19年度の各コース別2年次学生数は、「基本法コース」47人、「法政策コース」382人、「企業社会法コース」87人、「ビジネスマネジメントコース」162人、「インターナショナルコース」69人である。

(一般教養的授業科目、倫理性を培う教育、外国語能力育成のための措置、教養教育の責任体制)

幅広く深い教養と豊かな人間性等を涵養するための共通教育科目の中に、人文科学等の系列科目以外に、総合系列科目として、「地球環境」「生命倫理と医療技術」「国際化と日本」および「情報と社会」を設置している。さらに、国際化への対応として、共通教育の外国語科目以外に、専門教育科目として、法律学科では、「アメリカ法セミナーⅠⅡⅢ」「ドイツ法セミナーⅠⅡ」「フランス法セミナーⅠⅡ」「アジア法セミナーⅠⅡ」を設け、経営法学科では、上記の外国法セミナー以外に、1

Ⅲ. 学部・大学院 法学部

年次に「国際コミュニケーション法政事情ⅠⅡ・海外研修」、2年次以上には「アメリカ法政事情・海外研修」、「EU法政事情・海外研修」、「アジア法政事情・海外研修」を設けて、専門科目として外国語能力の育成を図っている。とくに、インターナショナルコースでは、上記の外国法政事情・海外研修によって、国際化時代に対応した教育やコミュニケーション能力等を涵養する教育を実施している。共通教育科目のうち総合教養科目については共通教育センターが、外国語科目については言語教育研究センターが、その実施と運営にあっている。

（専門教育・一般教養・外国語科目の量的配分）

本学部では、卒業資格を得るためには、共通教育科目として28単位以上（総合教養科目12単位以上、第1外国語科目8単位以上、第2外国語科目4単位以上〔他の教育科目4単位に換えることができる〕、保健体育科目4単位）、専門教育科目72単位以上、自由履修単位（共通教育科目・専門教育科目・関連教育科目）28単位以上、総計128単位以上を修得しなければならない。

学生の中には、共通教育の成績優秀者で専門科目成績不振者や、逆に共通教育には学習意欲のない専門科目成績優秀者がいる。また、入試状況や少子化等から基礎学力の低下が目立つ。

（基礎教育の位置づけ、基礎教育の責任体制）

導入・基礎教育の実施については、カリキュラム委員会やFD委員会で検討されている。各委員会の検討の結果、平成18年度から、新入生全員を対象に講義開始前数日間に法学入門講義（以下、「入門講義」）を行っている。さらに、「法学部入門ゼミ」等の少人数科目を設け、法学部での学び方、法律学・政治学の基礎知識、資料の集め方・インターネット講習、ゼミでの報告や議論の仕方、レポートの書き方等の指導を行っている。そのための教材として、平成19年4月に『はじめて法学部の専門科目を学ぶ人のために福岡大学法学部スタディガイド』（以下、「スタディガイド」という）を発刊して、新入生全員に配付した。

【点検・評価】

本学部コース制は、希望進路別の専門教育科目の系統的履修を可能とするとともに、将来の進路に向かってコース科目を体系的に履修できるという長所がある。しかし、自コース科目の履修を避け、他コース科目を履修する学生がおり、系統的コース科目の履修効果を検討する必要がある。

また、共通教育科目は、幅広い教養等の涵養を目指すのが、その講義には、高校教育と差異のないものもあり、またカリキュラム上各系列の多数科目から任意に4単位を履修するだけの要件であり、共通教育科目の履修に疑問を持ち、学習意欲を失う学生もいる。さらには、共通教育科目は低学年次のみ配置され、専門教育科目への学習意欲までも失う学生もいる。

入試多様化や少子化等による学力低下は深刻であり、とりわけ英語力は学生間の格差が顕著である。ところが、必修英語クラスの編成方法等により、授業への興味のない学生や授業レベルの高低に不満を感じる学生もいる。その結果、専門教育科目の基礎となる英語力の不足した学生が目立つ。

入門講義は、専門教育科目受講前に最低限の基礎知識を習得させ、均質化を図る長所があり、新入生による評価も高い。全員参加を目指して2クラスを設置したが、受講しない新入生もいた。新入生全員に配付した「スタディガイド」は、法学部入門ゼミ等での教材や自習教材として有用であった。

【改革・改善策】

本学部の専門教育科目カリキュラムは、施行後4年目となり、様々な問題が明らかになった。それらの改善のため、教員および学生にアンケートを実施し、その結果を教授会に報告した。その後、

カリキュラム委員会およびカリキュラム改正小委員会において、FD委員会とともにコース科目を見直し、カリキュラムのスリム化、法律基本科目の重視、少人数教育の充実、「法学部入門ゼミ」への新入生全員登録の実現等の導入教育の充実を図る改革案を検討した。教授会への報告および論議を受け、新たな改革案を策定するという方法によって改善・改革策を進めている。

共通教育科目については、専門教育科目と共通教育科目との関連を明確にし、有機的で系統的な教育課程の確立に向け改善・改革を行う必要があり、本学共通教育センターへ働きかける。外国語科目、とりわけ英語について、その必修科目としての修得のあり方の見直しや専門教育に資する授業内容への変更等の改革策を進めることを、本学言語教育研究センターへ提言する。

②カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

本学部新入生には、大学生活や講義に戸惑いを感じる者が多い。そこで、1年次導入教育として、高校の学習から大学専門科目の履修へスムーズに転換できるよう、学生が教員や学友とのコミュニケーションを取り能動的に関わる少人数教育に重点を置き、法学部教育の基礎を作る「法学部入門ゼミ」、外国法政事情を素材とする「アメリカ法セミナーⅠ」「ドイツ法セミナーⅠ」「フランス法セミナーⅠ」「アジア法セミナーⅠ」を開設している。さらに、法律学科では、日本語や英語の読解・表現力を高めながら基礎力を養う「基礎ゼミ（日本語パワーアップ）・（英語パワーアップ）」を設置し、とくに、「基礎ゼミ（日本語パワーアップ）」では「特色ある学部教育」として公務員志望の新入生に適切な研修プログラムを実施している。経営法学科には、海外研修を通じて国際感覚を養う「国際コミュニケーション・法政事情ⅠⅡ・海外研修」を特色ある導入科目として設置している。これらの少人数科目に、新入生の9割を超える学生が所属している。

【点検・評価】

高校教育から大学教育へのスムーズな移行のため、「法学部入門ゼミ」「基礎ゼミ」等の少人数科目を充実させ、効果を上げている。しかし、教員の担当科目数の関係で、「法学部入門ゼミ」の開講数には限度があり、その代替的機能を「アメリカ法セミナーⅠ」等の外国法セミナーに担わせることでは、同セミナーの授業目的が十分に達成されない、という問題点がある。

【改革・改善策】

1年次導入教育の充実を図るため、カリキュラム委員会等において、「法学部入門ゼミ」の新入生全員登録が可能となるように制度の改善・改革を進める。

③インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

（インターンシップの実施）

経営法学科の教育目標等に鑑み、企業との連携を強化するために、同学科3年次生の選択必修科目として、「インターンシップ」（2単位）を新設し、平成17年度より毎年、春季・夏季の2回に分けて実施している。単位認定の対象は、本学就職・進路支援センターおよび福岡県推進協議会によるインターンシップのうち実働5日以上のものである。

インターンシップ指導教員は、就職・進路支援センター委員およびキャリア教育調整委員（4人）の5人であり、学部キャリア教育委員会の構成員である。指導教員は、①志望動機や研修内容等を記した「企画書」の提出、②「事前講義」への出席、③参加後の「事後報告書」（4,000字以上）の提出を求め、④「口頭試問」により評点を下す。指導教員の報告を受け教授会が単位を認定する。

Ⅲ. 学部・大学院 法学部

【点検・評価】

過去3年間に単位認定された学生数は、春季・夏季それぞれ10人前後であり、大きな変化はない。インターンシップ単位化は、講義要目や募集要項および指導教員による履修説明会で、有効に周知されている。平成19年度の夏季インターンシップ参加学生数は18人であり、増加を見た。

上記①～④の手続を経て、極めて厳格に単位認定がされ、指導教員数も適正である。しかし、法律学科学生の参加者には単位が認定されない現状は問題である。

【改革・改善策】

経営法学科のインターンシップの単位化は、大学卒業前に企業の実務を体験し、改めて本学科の教育内容の意義を再認識し、その学習への意欲を高めるとの趣旨で実施されているが、単位化を本学科のみに認める理由として十分とはいえない。法律学科においても民間企業就職希望者は多く、今後は両学科ともインターンシップの単位化が必要であり、キャリア教育委員会等で検討する。

④履修科目の区分

【現状の説明】

本学部の履修科目は、共通教育科目、専門教育科目および関連教育科目から構成される。共通教育科目は、総合教養科目、外国語科目、保健体育科目から成っており、総合教養科目を12単位以上（人文科学、社会科学、自然科学の各分野から4単位以上）、第1外国語（英語）を8単位以上（1・2年次の英語科目は必修）、第2外国語を4単位以上（他の科目を4単位取得することで代替できる）、保健体育科目を4単位（必修）取得することが要求される。専門教育科目は、必修科目、選択必修科目、コース科目、選択科目に分類され、合計72単位以上取得することが必要であり、このうち、必修科目を8単位、選択必修科目を4単位（法律学科）または8単位（経営法学科）以上、コース科目を選択必修科目と併せて36単位以上を取得することが要求されている。関連教育科目は、他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認めた科目である。

【点検・評価】

専門教育科目中、必修科目と選択必修科目の履修必要単位数は最小限に抑えられ、学生は、進路や興味に応じて自由な科目選択が可能である。したがって、興味のない科目の履修が過剰に強要されず、必修科目の必要単位数が不足して卒業困難になるという不利益が回避されている。

これに対しては、科目選択の自由度が高いため、無計画な科目登録や単位取得が容易な科目を選択する傾向がある。学科別・コース別の教育目標等に必要な法律専門知識の不足が懸念される。

【改革・改善策】

現行カリキュラムが完成年度を迎え、カリキュラム改定作業を進めている。改正作業では、必要な法律基礎知識を修得する基本科目の重点的履修を重視して作業を進めていく。

⑤授業形態と単位の関係

【現状の説明】

専門教育科目は、講義科目および演習等の少人数科目ともに、週1回、90分の授業で、半期（概ね14～15回）の授業により2単位が与えられる。共通教育科目についても同様であるが、外国語科目および保健体育の実技科目は上記の条件で1単位が与えられる。

専門教育科目のうち、講義科目は原則半期で完結し、授業が週1回の2単位科目と週2回の4単位科目がある。少人数科目は、1年次の「法学部入門ゼミ（前期2単位）」を除き、原則、週1回の授業で通年4単位科目である。

【点検・評価】

授業形態の類型化と単位認定の根拠となる授業時間の設定は、全学的基準に適合しており妥当である。学期の設定はセメスター制に対応したものであるが、演習等の少人数科目は教育目的・方法について通年制が妥当と判断している。上記「入門ゼミ」は入学当初の導入教育を目的とするものであり、その目的・内容から半期完結が妥当と判断したものである。少人数科目の授業時間と単位認定も基準に適合した適切なものである。

【改革・改善策】

法令および全学的運用基準に適合したものであり、実態的な側面においても現状で特に問題はない。

⑥単位互換、単位認定等

【現状の説明】

(単位互換、単位認定方法、認定単位数の割合)

現在、本学部には単位互換制度がない。他大学等取得単位については、教育上必要と認めるものに限って、60単位を超えない限度で、教授会の決定により本学部の単位を修得したものとみなされる。また、入学前の他大学・他学部修得単位については、教育上必要と認めるものに限って、30単位（編・転入学においては65単位）を超えない限度で、教授会の決定により本学部の単位を修得したものとみなされる。

なお、経営法学科の1年次の選択必修科目として「国際コミュニケーション海外研修」が設置されており、これは専任教員の引率によりアメリカ・シアトルのワシントン大学、政府機関、企業、法律事務所等において研修するプログラムであり、履修すると2単位が与えられる。さらに経営法学科インターナショナルコースの2年次コース科目として「アメリカ海外研修」「EU海外研修」「アジア海外研修」が設置され（隔年で開講）、専任教員の引率により、各地域の大学、企業、法律事務所等での研修プログラムが置かれており、履修すると2単位が与えられる。

【点検・評価】

1・2年次での短期海外研修プログラムとその単位認定は高く評価される。この単位認定は経営法学科学生のみを対象とする。

【改革・改善策】

現在の海外研修プログラムのほかに、海外の学生を交換留学生として受け入れるなどの学生交流を積極的に進めていく。具体的には、ルーヴァン・カトリック大学（ベルギー）よりの留学生受け入れ、中国国家法官学院との交流を予定している。

⑦開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

(専任教員が担当する授業科目と割合、兼任教員等の教育課程への関与)

本学部の専門教育科目において専任教員の担当する授業科目の比率は非常に高く、90%近くの科目が専任教員によって担われている。とくに主要授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が担当し、一部の科目については、専任の講師が担当している。それ以外の科目についても、多くが専任の教授、准教授または講師によって担当されている。兼任教員は主に専任教員のない講義科目と演習等の少人数科目を担当している。

Ⅲ. 学部・大学院 法学部

【点検・評価】

専門教育科目のほとんどを専任教員が担当しており、大規模学部のメリットが現れている。また、専任教員が担当することで責任ある教育が実現できる利点がある。ただ、学生数に比して教員数が絶対的に不足しており、多人数授業が多数に上るとともに、教員の授業負担数は過大となっている。

【改革・改善策】

今後も専門教育科目については専任教員による教育を維持し、スタッフの充実に努めていく。

⑧社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

現在、個々の教員による個別的な指導を除けば、これらの学生に対して教育課程編成上のプログラムその他の配慮はとくになされていない。

【点検・評価】

社会人学生、留学生が少ないため、あまり問題は出ていないが、今後、これらの学生が増加すれば、現行の体制では不十分と思われる。

【改革・改善策】

今後、社会人学生や留学生が増加することを考えると、カリキュラムおよび指導上、特別の配慮が必要となるであろう。なお、カリキュラム検討委員会において留学生向けの日本法授業科目(英語で授業を行う)の設置を検討している。

⑨生涯学習への対応、正課外教育

【現状の説明】

各講義を聴講する「科目等履修生」制度を有している。受講生は、教職資格取資格等を目的とする場合が多い。

法学検定試験について、本学を試験会場として提供するとともに、本学学生には受講料の一部を支援し、受験促進に努めている。

また、本学部が「司法試験及び公務員試験研究部会」(以下「研究部会」という)の運営を担当し、公務員採用試験に向けた基礎力向上を図っている。公務員志願者に対しては、本学部の教員である任期現職公務員による動機付けも行われている。公務員試験の種類、試験内容等多岐にわたる情報が提供されている。さらに、平成17年度より「法科大学院進学対策クラス」を開設し、法科大学院進学希望者の指導を行っている。学外の専門学校の協力による適性試験対策を講じると共に、裁判所見学やボランティア、受験アドバイス等に取り組み、合格者の体験報告会等も行っている。加えて、本学部教員が自発的勉強会を支援する体制を取っている。

平成18年の同窓会設立とともに、ホームページを共同運営し、卒業生への情報提供を行っている。

【点検・評価】

科目等履修生制度は、社会人教育、生涯学習の実施枠組みとして有用であるが、十分に活用されてきたとは言い難い。卒業生や社会人、高校生等のニーズを探る取組みを検討する必要がある。正課外教育は、公務員や法曹についての漠然とした進路イメージを具体化する機会として効果的である。

実用語学力については、現在の語学正課教育により十分な成果が上がっておらず、海外研修、各種採用・資格試験等においても弊害が見受けられるが、正課外教育による対策は講じられていない。

【改革・改善策】

キャリア教育としての研究部会のあり方を検討しつつ改善策を立案実施してきたが、さらに積極的な対策を講じて行く。まず、インセンティブ教育の低学年実施、学外事業者の専門能力の活用、同窓会等の協力によるインターンシップ、積極的な公務員養成対策を検討実施する。今後は、卒業生へのメールアドレスの提供等により効果的連絡方法を確立し、同窓会との連携を密にする。

また、経営法学科インターナショナルコースの学生を対象に、正課外実用英語クラスを開設し、将来は正課科目として配置することを検討する。

(2) 教育方法等

①教育効果の測定

【現状の説明】

(教育効果の測定方法、測定方法に対する教員間の合意、測定システムを検証する仕組み、卒業生の進路状況)

教育効果や目標達成度および効果測定方法についての教員間の明確な合意は存在しない。しかし、小テストやレポート、出席状況と成果の比較、オフィスアワーやインターネット等による質問等によって、教育効果を個別に測定する教員も多い。また、入学生の学力低下により、各教員の従来の評価基準では適切な成績評価と対応ができなくなっている。そこで、成績評価基準の見直しが必要となってきたが、教授会で合意できる成案を得るには至っていない。教育効果の測定として、教育マネジメントサイクルの一環としての「授業アンケート」を実施し、集計結果を各科目担当者に通知して、授業の改善等の参考に供している。また、卒業生の進路に則した教育効果の評価については、上記**(生涯学習への対応、正課外教育)**に記した取組みにより公務員試験、各種資格試験、法科大学院受験等の状況を把握するとともに、就職・進路センターのデータ等を用いた就職状況の把握とコース制の改善・進路対応科目の設置等の教育効果の向上を目指した対応を行っている。

教育効果の測定方法やその検証方法、また効果測定のシステムの有効性を検証する仕組みは導入されていない。

【点検・評価】

教育効果や目標達成度およびその測定方法については、各教員の自主的な測定に委ねられ、各担当科目にもっとも適切・妥当な方法で効果測定が個別に行われている。教育効果の測定方法については、その教員間の合意や教育効果を測定するシステム全体の有効性を検証する仕組みが導入されていない点で検討の余地があろう。

【改革・改善策】

教育効果の測定について、各専門科目の特殊性を十分に考慮した「指針」を学部として設ける方向で、カリキュラム委員会等で検討し、改善・改革策を策定して、教授会で合意を得たい。

また、学部全体の教育効果の測定について、各種法学能力試験や採用・資格試験の成果を利用した効果測定枠組みを検討し、学生の志望や動機に則した効果測定と改善策への有効な対処を図る。

②厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

(科目登録の上限)

現在、1年間の登録単位には、42～48単位(学年によって異なる)の上限が設けられ、厳格に運

Ⅲ. 学部・大学院 法学部

用されている。したがって、卒業要件単位数 128 単位を 3 年生までに取得することは原則として不可能である（ただし、本学部においては早期卒業制度があり、これが適用される場合に限り 3 年卒業が可能である）。

（成績評価法・成績評価基準、厳格な成績評価の仕組み）

成績評価は、演習等の定期試験を実施しない授業科目を除き、原則として定期試験の結果に基づいてなされる。ただし、実際には、定期試験を実施する授業科目においても、小テスト、レポート、出席状況等を加味して、総合的・多面的に成績評価している。成績評価基準はとくに本学部において定めておらず、基本的に各教員の裁量に委ねられている。なお、成績評価の方法は、シラバスに記載されている。

（学生の質を検証・確保するための方途）

本学部には、各年次ごとの進級要件はないので、成績に関わらず上位学年に進級できるが、必修科目の単位を修得できなければ、翌年度に再履修を余儀なくされ、また必修科目ならびに一定数以上の選択必修科目およびコース科目の単位を修得しなければ、卒業できないので、その限りにおいて、各年次および卒業時の学生の質を確保する方途がとられている。

学習意欲を高める方策として、成績優秀者に対する特待生制度が設けられており、特待生に選ばれた者は当該学年の学費相当分が支給される。また、法律学科には、法曹等の志望者を対象とする選抜制の「基本法コース」が設けられ、少人数双方向授業に基づき緻密な成績評価が行われている。

【点検・評価】

学年ごとに登録単位数の上限が設定され、無理のない授業計画および時間割作成が可能となっている。ただ、その反面、不合格科目が多い場合には、登録制限のため、上位学年での挽回が困難になり、結果的に留年となる事態が生じることもある。また、3 年次終了までに 126 単位の取得が可能なので、3 年次までに要件単位をほとんど取得してしまい、4 年次にほとんど授業に参加しない学生も見受けられる。しかし、4 年次には、就職活動等に忙殺されている学生が多いことを考えると、やむを得ない面もある。

多人数講義科目では、定期試験 1 回のみでの成績評価となることは否定しがたい。しかし、多くの教員は、小テスト、レポート、出席状況等の諸要素を加味し、多面的な評価に努めている。

成績評価は各教員の裁量に委ねられているが、概ね公平な成績評価がなされている。ただ、他学部と比較して、やや評価が厳しい傾向があるといわれ、GPA 点や就職活動への影響を懸念する向きもある。こうした点に鑑み、相対評価の導入を検討すべきとの意見もある。

本学部には、各年次ごとの進級要件は存在しないが、各学年に必修科目、選択必修科目およびコース科目が適切に配当され、それぞれの科目において公平かつ厳格な成績評価が行われているので、各年次および卒業時において学生の質は確保されている、と評価できる。

特待生制度については、対象人数が少ないことと、選抜基準の成績が相対評価ではないため、登録科目による有利・不利が生じることが問題となる。基本法コースは概ね、学習意欲のある学生が集まっているが、志望者はやや減少傾向にあり、少数ながら脱落者が存在する点が問題である。

【改革・改善策】

成績評価については、より総合的・多面的な評価に努め、公平かつ客観的な成績評価を実施するための方策を検討していく。成績優秀者に対する特待生制度等の支援策については、今後も拡充していく。

③履修指導

【現状の説明】

（履修指導の適切性、留年者への配慮）

入学直後に新入生全員を対象として科目登録ガイダンスを行い、コース、カリキュラム、単位取得の方法、時間割の作成方法等について詳細かつ具体的な説明および指導を行っている。また、2年次以降の所属コース決定のために、1年次の12月にコース説明会を行っている。さらに、演習その他の少人数授業の履修について、詳細なパンフレットを配布し演習等を選択する際の資料とするとともに、1月末にゼミガイダンスを開催して情報提供を行っている。

本学部では専任教員であるクラス担任を置き、入学時にクラス・オリエンテーションを行うほか、2年次以降は、成績不振者および5年生以上の留年者についてクラス担任が毎年1回、保護者宛に通知し、当該学生を呼び出し、個別面談によって修学指導を行い、適切なアドバイスを与え、相談に応じている。

新入生に対しては高校と大学の授業を架橋する目的で「法学部入門ゼミ」「基礎ゼミ」などの少人数クラスの導入科目が設置されており、新入生のほとんどがこれらの科目を履修している。

（オフィスアワー）

オフィスアワーについては、専任教員がこれを最低、週1回以上実施することが義務づけられ、学生に対しては、シラバスや法学部ホームページでオフィスアワーの日時、場所を告知している。

【点検・評価】

本学部は学生数が多く、履修指導には困難な事情が存在するが、それでも懇切丁寧に学生に対して指導を行っているのは大いに評価できると考える。ただ、ガイダンス等では大勢の学生を一同に集めて実施するので、個々の学生の要望に応じきれない面がある。また、クラス担任が担当クラスの学生に対して授業等を行うわけではないので、学生との接点が少なく、日常的な指導が事実上困難である。さらに、成績不振が精神的な悩みや経済的問題等と結びつくことも多いが、教員が十分な生活指導やメンタルケアまでを行うことは困難である。

留年者については修学指導により、真摯に指導を受け、無事、卒業する学生がいる反面、呼び出しに応じず、アドバイスを受ける機会を失って、無為に留年を重ねるケースも見受けられる。

【改革・改善策】

履修指導を実効化するために、きめ細かくガイダンスを実施するとともに、クラス担任の役割を見直す方向で検討する。また、上記の「法学部入門ゼミ」などの導入科目は必修科目でなく、未履修の学生もいるため、全員登録の実施も含め検討していく。

④教育改善への組織的な取り組み

【現状の説明】

（教育指導方法改善の措置、シラバス、学生による授業評価、FD活動への組織的取組み）

法的思考力の育成等の教育理念・目標の達成を目指して、教育改善活動のためにFD委員会を設置し、現行カリキュラムおよびコース制の成果を増大し、「わかる講義の実現」を図るため、①独自の「授業アンケート」および②「学生ヒアリング」を実施している。①は、毎年・後期1回ずつ実施し、結果を担当教員に開示して対応を求め、②は、各学年年2回の計8回実施する。

FD委員会は、他の委員会とともに、基礎学力向上のための「入門講義」の実施や「スタディガイド」の作成・配布に参画し、さらに「独自日本語能力テスト」の開発・実施を模索している。

Ⅲ. 学部・大学院 法学部

さらに、FD委員会では、教員の組織的取組みとして、「公開講義」の実施や「講義検討会」の開催を計画し、教育環境の改善の一環として「国際交流」の促進にも取り組んでいる。

以上に加えて、本学部は、基礎能力向上のための取組みとして、①勉学に役立つ「シラバス」の作成、②1年次専門教育科目における「論文形式中間テスト」の導入等にも努めている。

卒業生に対し教育内容・方法を評価させる取組みとして、卒業時にアンケートを採る試みを行ったが、その結果を教育改善に直接反映させるためには、さらに工夫を要する現状にある。

【点検・評価】

授業評価の信頼性や改善策への使い方が課題である。問題点として、学生の評価の客観的合理性の欠如、対象の交替による改善状況調査の困難性、人格と密接に関連する教員の特性評価の困難性等を挙げることができる。また、授業アンケート方法も、感想、意見や要望も含め「改善意見」を聴取するシステムを設ければより効果的と思われる。

シラバスについては、授業アンケートで必ずしも良い評価を受けておらず、シラバスの作り方・内容・提示方法等や授業計画表のあり方の再検討が必要である。専門科目開始前の「入門講義」は、経験の豊かな教員が担当し、分かりやすさに特に留意しているが、その効果の検証が必要であろう。「スタディガイド」は、法学部での学び方等を解説した独自の新教材として充実した内容と考えられるが、今後効果の検証と改善が期待される。1年次中間試験は、授業アンケート結果から導入され、法学教育の受容力の形成に資するものと考えられる。

【改革・改善策】

全体として、現在の組織的取組みは、効果が期待される対策を試行する段階であり、今後の改善・改革へ向け客観的な検証を行っていく。まず、初めて作成した「スタディガイド」の評価と改善、法学専門教育への適応力を的確に把握できる「独自日本語能力テスト」の作成実施、有用な「シラバス」へ向けた再検討等を行う。

⑤授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（授業形態と授業方法の適切性、マルチメディアの導入状況）

本学部学生定員が多数に上るため、従来より授業規模の適正化に努めてきたが、クラス規模の大きな「大講義」もなお多く見受けられる。導入教育としての「法学部入門ゼミ」は、1年次生希望者全員が参加できるようクラス数が設置され、入学時に少人数教育が受講できる。2年次以降もゼミ等各種少人数クラスを設置している。

また、多様な情報（講義内容、参考資料等）を発信する「教育支援システム JESS」を構築しており、学外からもパソコンや携帯電話によりアクセス可能である。

【点検・評価】

少人数教育では、20名以内の参加者で個々の学生にきめの細かい指導ができています。特に、1年次生はほとんど全員が希望すれば少人数教育を履修できることから、教員との密接な接触が勉学の良い出発となった学生も多く見受けられる。「JESS」については、これを授業手段の一環として利用している教員は必ずしも多くない。

【改革・改善策】

大講義の効用と問題点や少人数教育の配置と効果について検証し、弊害が認められる点を改善する方策を探る。「JESS」の利用を促進するため、操作・利用の問題点や機能の拡大等を検討し、学

生の勉学手段としてより効果的なシステムとなるよう改善策を実施する。

⑥ 3年卒業の特例

【現状の説明】

現代のわが国においては、複雑な社会で貢献できる高度の専門的知識を会得した人材の養成が求められているが、とくに優秀で若い人材が早期に社会で活躍できる機会が促進される必要性が高まっている。しかしながら、3年次終了時点で飛び級による大学院への進学が可能ではあったが、この場合に大学卒業資格（学士）は得られない。そこで、福岡大学学則第38条但書きに基づき、本学部では平成19年度から、成績が特に優秀な学生（平成17年度以降の入学生）を対象に早期卒業制度を導入した。本学部教授会で承認を受けた平成19年度早期卒業予定者は3人である。

【点検・評価】

早期卒業制度により、大学院へ進学を希望する勉学意欲旺盛で優秀な学生は、3年次修了時に大学卒業資格（学士）を得て進学することが可能になり、経済的負担も軽減されると同時に、若く優秀な研究者や高度専門職業人を社会に送り出すという使命を果たすことができるようになった。ただし、早期卒業制度は、本学大学院へ進学にのみ適用され、また、成績評価の平均点が85点以上を要することから、早期卒業制度のメリットを享受できる学生数が少ないという問題点がある。

【改革・改善策】

将来、学部と大学院の連携した一貫教育の観点から、早期卒業の要件の改善・改革を進めていくことが必要である。また、早期卒業に関して社会的認知度が高まれば、他大学大学院や会社や就職についても早期卒業を認める方向を検討する。

（3）国内外における教育研究交流

【現状の説明】

（国際化・国際交流推進に関する基本方針、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させる措置）

法学部は3名の外国人教員を擁し、既に学生が自然に触れ合える環境を整備している。国際化教育は主に経営法学科インターナショナルコースで取り組んでいる。1年次から段階的プログラムを用意し、興味を喚起した後、さらに深く学べるよう科目配置に配慮している。1年次の「国際コミュニケーション海外研修（米）」、2年次以降の「アメリカ法政事情・海外研修」、「アジア法政事情・海外研修、アジア法特殊講義」、「EU法政事情・海外研修」、「EU法特殊講義」等がそれである。海外研修では、訪問先の大学専任教員等の講義を受けている。さらに、新たな海外研修として、オセアニア地域における政治・立法・司法・ビジネス等の関係を研修するプログラムも開始され、外国人教員による長期的事前指導の下で成果を上げている。また、中国国家法官学院との交流協定に基づく、研究者・法曹実務家・企業実務家との協同交流の推進に努めており、今後の中国における学生の相互交流の推進についても準備を進めている。

以上のとおり、本学部は、積極的に国際化へ対応し、国際交流の推進に取り組んでいる。

これらの国際化への積極的な取組み等については、大学案内、学部案内や各種海外研修報告書等で紹介して学部の方針を示すとともに、キャンパス公開や高校訪問等においても情報提供を行ってきた。

【点検・評価】

堅実かつ着実な国際化を指向する点で適切である。見聞や体験だけでなく、深く理解し、学ぶこ

Ⅲ. 学部・大学院 法学部

とに主眼を置いている。定期的交換に向け、外国語教育にも力を入れた取組みとして適切である。

【改革・改善策】

平成 20 (2008) 年度からルーヴァン・カトリック大学 (仏語系) 法学部 (ベルギー) との学生相互交換を予定している。「日本法入門 (1 セメスター・5 科目)」の英語講義と試験を実施する。将来は、協定校以外の留学生の受講を増加させ、「日本法入門コース」を定着させる。

3. 学生の受け入れ

【到達目標】

本学部学士課程教育を修得するための基礎学力を有し、教育理念・目標等に示した修得目的を達成する強い意欲を持つ入学者を受け入れる。入学者選抜方式を検討改善しつつ、方式の多様化を図り入学者の質的向上を促す。競争試験が成果を上げるために必要な受験者数の確保にも努める。選抜試験合格者が現実に入学に至るよう環境整備を進める。

① 受入れ方針、学生募集方法、入学者選抜方法、アドミッション・オフィス入試、高大の連携等

【現状の説明】

(学生募集方法、入学者選抜方法)

日常的な入試説明会等は本学入学センターに委ねており、本学部独自の入試説明会は実施していない。毎年度発行される「大学案内」および2~3年ごとに改定される「法学部ガイド」により本学部の教育理念・目的、カリキュラム、在学生の学生生活、特色ある教育内容等について紹介している。また毎年8月上旬に開催されるオープンキャンパスにおいて学部説明会を開くほか、多数の法学部教員の参加を得て個別相談会や模擬講義を実施している。さらに年間20数校から依頼のある出張講義へ対応し、本学部の教育の一端を高校生に開示している。

本学部における入学者選抜方法には、全学的な一般入学試験(前期・後期)と各種推薦入試制度とがある。学力試験の成績のみで入学の機会を与える競争入試は、客観性や透明性に優れた方法ではあるが、成績上位者が入学するとは限らず、入学定員の充足のためには同定員の何倍かを合格者としなければならない。歩留率が高ければ、入学定員をオーバーすることとなる。入学定員丁度に合格者を合わせることは不可能である。定員オーバーの場合には、学部の理念・目的や教育目標の達成が困難となることが考えられる。

(アドミッション・オフィス入試、推薦入学における高等学校との関係)

なお、上記各種推薦入試制度の中には、A方式推薦入学、指定校推薦入学、附属推薦入学、スポーツ特別推薦入学があるが、これらとは別に、平成13年度からアドミッション・オフィス入試(以下「AO入試」という)、平成16年度から大学入試センター試験利用入試を取り入れた。教育理念・目標等の達成に資する素質を有する入学者確保のため、入学者選抜方法の多様化を図っている。

A方式推薦入試においては、調査書、面接の一部としての小テストが実施され、それらを数値化して合否判定基準を作成している。また、本学部独自のAO入試でも、論文、小論文、グループディスカッション、面接の実施と調査書の点検がなされ、これらを全て数値化して合否判定基準を作成し、その透明性を図っている。

推薦入学制度における高・大連携は、現在、附属推薦入学において、高・大合同会議が開催されている。

(入学者選抜試験実施体制、選抜基準の透明性、入試問題を検証する仕組み)

入学者選抜の仕組み（入試の実施体制、選抜基準の明確化）、入学者選抜方法の検証（入試問題を検証する仕組み）については、Ⅱ. 大学 4. 学生の受け入れ（入学センターの項）に記されておりである。

(入学者受入れ方針と理念・目的等との関係、入学方針と選抜方法、カリキュラムとの関係)

本学部教育の理念・目標（前記 1.）を達成するため、上記「3. 学生の受け入れ【到達目標】」に記したとおりの資質を備えた学生の選抜を目標としている。しかし、現状では、受験生への情報提供活動や高校との連携活動等における基盤整備にとどまっており、実際の選考実施時において工夫を凝らしているのは本学部で実施する A O 入試のみであり、一般入試・A 方式推薦等では理念・目標への適合性を評価する入試実施は困難である。また、学部教育の理念・目標に向かってのカリキュラムの構築は熱心に行われてきたが、学生受け入れ方針や入試方法・選考実態と関連づけられてこなかった。これは、カリキュラム等の学部教育の内容と入試との関連性の乏しさに起因してきた。

【点検・評価】

A 方式推薦を含めて、推薦入学の募集定員は 30% 程度の枠内である。A 方式推薦や指定校推薦、附属推薦は出身高校長が推薦する者で、評定平均値が基準点以上の者から選抜しており、比較的優秀な入学者を確保できている。A O 入試は、本学部独自の工夫による選抜方式であり、強い勉学意欲と大学での授業等への高い対応力を持つ入学者選抜のための自己推薦公募型であるが、入学者の中には、自主退学者や学業成績不良者が出現している。指定校推薦入学の入学者には、入学後の学業成績優秀者が多く見られる。現在本学部では法律学科で 43 校、経営法学科で 25 校を指定校とするが、毎年志願者のある高校は計 30 校前後である。指定校の増加とともに現指定校からの志願者増に努める必要がある。

本学部は、限られた予算と人員で学生募集活動を行っている。本学部ホームページでは、学部の現状や入試状況を発信している。オープンキャンパスでは、経営法学科の海外研修制度等の情宣を行い、効果を上げている。

推薦入学については、早期の合格決定が入学時の学力低下や不適応学生の増加の一因とならないよう、合格発表時に学部長メッセージを送付している。A O 入試合格者に対して入学前の事前指導を行っているが、効果が上がらない合格者も見受けられる。専願制附属推薦入学者についても英検受験や漢字検定等の受験を薦めているが効果は同様に判然としない。

【改革・改善策】

A O 入試合格者の検証により、平成 19 年度に募集定員を若干減らし、選抜方法の再検討を進めている。より良い資質の受験生を増加させるため、本学部教育を充実させること、高いレベルの研究成果を積み上げること、志望企業への就職率の向上、公務員試験・資格試験等の合格者の増加、法科大学院進学者の増加等が重要であり、諸々の対策を講じ、その成果を増大させる努力を続ける。

②定員管理

【現状の説明】

(学生定員と学生数の比率、組織改組・定員変更の可能性を検証する仕組み)

平成 19 (2007) 年度の本学部の募集定員は法律学科 400 人、経営法学科 200 人の合計 600 人である。平成 19 年度入学者のうち、A 方式推薦入学により法律学科 90 人、経営法学科 47 人の合計

Ⅲ. 学部・大学院 法学部

137人を決定している。またAO入試により法律学科16人、経営法学科7人の合計23人、指定校推薦により法律学科23人、経営法学科9人の合計32人、附属高校推薦により法律学科11人、経営法学科5人の合計16人、さらにスポーツ特別推薦により法律学科1人、経営法学科2人の合計3人を受け入れている。一般入学試験による入学手続者を合わせると、平成19年度の入学手続者は法律学科516人（推薦141人、一般375人）、経営法学科244人（推薦71人、一般173人）の合計760人であった。定員600人に対して1.27倍（法律学科1.29倍、経営法学科1.22倍）である（「大学基礎データ」表15）。

これに伴い、平成19年5月現在の法学部の在籍学生数は法律学科2,210人、経営法学科1,020人、合計3,230人である。これは収容定員2,550人（法律学科1,750人、経営法学科800人）に対して1.27倍（法律学科1.26倍、経営法学科1.28倍）である（「大学基礎データ」表14）。

平成19年度の留年者数は148人（在籍学生数の4.6%）であり、学科別では法律学科98人（4.4%）、経営法学科50人（4.9%）である（「大学基礎データ」表14）。学部留学生は全学年合計4人（法律学科2人、経営法学科2人）である。本学部では現在、社会人、帰国子女は在籍していない。なお、平成18年度における学部退学者の数は、全学年合計で71人（法律学科41人、経営法学科30人）であったが、平成16年度74人（法律学科58人、経営法学科16人）、平成17年度83人（法律学科67人、経営法学科16人）と毎年70人～80人となっている（「大学基礎データ」表17）。

定員変更の可能性については、本学部内に設けた将来構想委員会において、入学者の状況、学部学士教育の状況、カリキュラム等の運用状況と教育成果の検証等を通して検討される仕組みを導入しており、その検討結果を踏まえて、全学的な検討に移ることとなっている。最近でも、教員一人当たりの学生数を改善し、教育の質の維持・向上を図るため、平成17年に大学に学生定員検討委員会が置かれ、法学部の定員を削減することが決定した。

【点検・評価】

入学者数は、入学定員の1.3倍以内に収まるように努力している。しかし、追加合格を回避できるような歩留率を勘案した合格者数の決定は、非常に困難である。平成19年度は歩留率が良く、両学科とも入学者は定員の1.2倍以上となり、学部全体では1.27倍に達した。

学部留学生の在籍者数は、経済学部や商学部に比べ少数である。経営法学科インターナショナルコースの設置に鑑み、学部留学生の増加を考える必要がある。

【改革・改善策】

本学部の入学定員は、平成19年度に法律学科で50人削減し400人に変更したが、さらに50人の削減を決定している。定員の削減方法および時期は未定である。教員1人当たりの学生数の適正化のため50人削減を早期に実現する。入学者数も収容定員に可能な限り近づけるよう努める。

志願者増に向け、本学部教育をいかに構築するか、学科構成を含め改革を進める。経営法学科の魅力をも高める方策として留学生の増加策を検討し善処する。

③編入学者、退学者

【現状の説明】

（退学者の状況と退学理由、編入学および転部・転科学生の状況）

平成18年度の退学者の数は、71人であった。その退学理由の内訳を多いものから順番にみると、単位不足、進路変更、経済的理由、就職、一身上の都合、他大学入学・専門学校進学、就学の意思なし、となっている。

編転入については、平成 18 年 4 月転入学生が 2 人であった。平成 19 年 4 月転入学生は、4 人であった。平成 19 年 4 月転部の学生は、2 人であった（経済学部経済学科より）。平成 19 年 4 月転科の学生は、1 人であった（経営法学科より）。

【点検・評価】

昨年度の退学者数は合計 71 人であり、この数字は決して少ないとはいえない。退学理由からみると、本学部への不本意入学もしくは法学教育への不適應が多く、対応ができる体制が必要である。

【改革・改善策】

本学部への不本意入学や法学教育への不適應に早く対応し、退学をできる限り回避できるよう、システムの工夫を行う改善策を検討し立案実施する。

4. 教員組織

【到達目標】

理念・目標等に基づき設定された各学科カリキュラムおよび各種教育プログラムを的確かつ効果的に実施できる専門的能力を十分に有した教員により構成される教員組織を構築し、当該教員組織における各教員の教育研究活動が意欲的かつ円滑に遂行され、その教育研究活動の社会的成果の継続的向上を達成できるよう組織運営がなされること。また、各教員による教育研究活動を支援する教育研究支援職員の体制（サポート＝システム）を適切に構築すること。

①教育組織、教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

【現状の説明】

（教員組織の適切性、年齢構成、女性教員の割合、社会人の受け入れ、主要科目への専任の配置）

本学部専任教員の学内定員は 40 人（内、共通教育担当分 3 人および法科大学院兼任 1 人。）であり、本学国際交流事業教育も担当する定員外の外国人専任教員を含めて在籍教員数は 39 人である。専門分野別内訳は、憲法 3 人、行政法・税法 3 人（内、1 人は任期付教員）、民法 7 人、刑事法 4 人、商法・知的財産法 6 人、民事訴訟法 1 人、外国法 2 人、国際法・国際関係 4 人、社会法 4 人、基礎法 3 人、政治学 2 人となっている。資格内訳は、教授 25 人、准教授 11 人、講師 3 人であり（「大学基礎データ」表 19）、年齢構成内訳は、60 歳代 12 人、50 歳代 10 人、40 歳代 8 人、30 歳代 9 人である。また、性別構成は、男性教員 32 人、女性教員 7 人となっている。

専任教員 39 人中、学内兼任教員は 2 人である。社会人から採用された教員は、同 39 人中 2 人である。

なお、主要な授業科目への専任教員の配置状況については、「2. 学士課程の教育内容・方法等」の「⑦開設授業科目における専・兼比率等」の項ですでに記したとおりである。

（教員間の連絡調整の状況）

カリキュラム・開設科目のあり方、担当科目の振り分け、人事上の要望、教育上の問題点および改善方策等は、原則として専門分野別のグループ単位で検討され、教員間の連絡調整がなされる。

（任命・昇格の基準・手続、基準・手続の明確化、公募制の導入状況）

教員の採用、昇格等の人事上の事項については、学部内の人事委員会（学部長、大学協議員、教務委員、教育職員資格審査委員、大学院研究科長、大学院教育職員資格審査委員で構成される。）で審議され、人事を議する教授会（本学部専任教授のみをもって構成する教授会。以下、「正教授会」という。）において本学部としての決定を行っている。その手続については、学部長または各専門分

Ⅲ. 学部・大学院 法学部

野グループの提案により、人事委員会で審査要件等を審議し、正教授会において審査委員 3 人による詳細な審査報告および構成員の 3 分の 2 以上の承認で決することとなる。なお、本学部正教授会で採用・昇格を決したのち、本学教育職員資格審査委員会で審査がなされ、最終決定にいたる。

以上の教員選任のための選考基準および選考審査手続については規定化され明示されている。なお、教員公募については、適材の確保の困難や形骸化の弊害が見受けられ、従来行われていない。

（教員組織における専任・兼任比率、大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけ）

専任教員中学内兼任教員は僅少であり、他大学等からの授業担当兼任（非常勤講師）は、専任教員の担当できない少数の科目を担当するに過ぎず、適切な専・兼比率と考えられる。専任教員が学外業務等に従事する場合には、学部長の決裁を受けており、他大学における非常勤講義は原則週 2 コマまでとされ、本学の研究教育に支障をきたすものではない。

【点検・評価】

教員構成は、理念・目標等を基礎として、各学科・コースでの十分かつ適切な教育の遂行という観点から、専門分野別のバランスが図られており、年齢構成・資格構成ともほぼ均整の取れた構成と評価できよう。ただし、40 歳代教員が若干少ないとの見方もできよう。女性教員の比率については、国や地方公共団体の審議会等でも 5 分の 1 程度が目標とされており、高い構成比率と考えられる。

専任教員中学内の兼任教員は僅少であり、他大学等からの授業担当兼任（非常勤講師）の根拠も合理的であって、適切な専・兼比率と考えられる。専任教員の学外業務・非常勤講義等は、学部長の決裁を受けており、上限の設定及び運用も適切であり、本学の研究教育に支障をきたすものではない。

本学部専門教育において、理念・目標等に適うカリキュラムを十全に実施する科目担当および共通教育科目の担当負担を総合すると、就業規則上の授業担当数を上回る教員が多数を占める。さらに、本学部教育の改善・改革方策の効果的な実施のためには、教員定数の過少が問題となる。

昇格は、原則的な申請基準を在籍年数および研究論文数等で定めており、構成教員に基準を示し、各専門グループ等から提案がなされており、適正かつ厳正な昇格が図られている。

新規採用者の募集は、各専門グループや関連分野の教員による人材の紹介に基づき、研究報告および面談等を行い、人事委員会から正教授会へ諮られる。

本学部の学内教員定員に対して、2 人の欠員が生じている。

【改革・改善策】

本学部教員定数については、多数のクラスを開講する共通教育科目（法学、憲法等）および専門科目における充実した教育の実現のために、教員定数増が不可欠であり、強く要望していく（この要望につき、平成 19 年 12 月に、憲法担当教員 1 人の定員枠外採用が認められ、改善が図られた。）。女性職員比率については、公平な採用を続け、定員の 4 分の 1 程度を目指す。昇格条件等については、各専門グループ等を通じて教員への周知を図り、研究活動の活性化を促進する。欠員充足については、人事委員会および正教授会において次期採用分野を検討・調整し、適切な人材の確保に努める。

②教育研究支援職員

【現状の説明】

（人的補助体制の整備状況、教員との連携協力関係、ティーチング・アシスタント制度）

本学部事務室職員 1 人が、教員出張旅費申請や個人研究費の執行等の事務処理を支援しているが、

当該担当者が1人のみのために、オーバーワークになりがちである。本学部では、平成18年度以降、教育研究支援に特化したアルバイト職員1名を配置している。その主な職務は、教育面では、講義資料印刷、授業評価アンケートの準備・整理等で、研究面では、資料複写、通信代行等である。

アルバイト職員は、事務室職員および学部長の指揮監督の下で、教育活動の支援に当たっている。現行のティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）の制度は、平成6年12月から施行され、平成19年度は7名の法学研究科学生がTAに就任している。TAの主な職務は、演習等でのレジュメ複写、本学部主催行事の補助等である。

また、本学部事務室長および支援職員は、共同研究室運営委員会に出席し、連携を図っている。

【点検・評価】

本学部における教育研究支援職員の職務は、従来、教育支援が主であった。これに対して、論文執筆、学会報告、科研費応募準備等の研究支援については、本学部独自の支援体制はいまだ十分とは言えず、その整備は今後の課題である。

TAによる教育支援は、本学部の教育活動にとって大きな助力となっている。その定員数は、大学院在学学生数により算定されている。

【改革・改善策】

共同研究室運営委員会を中心に、平成17年度以降、他大学を視察し、研究支援職員の充実を計画している。その検討では、教員1人または教員3～5人に支援職員1人の配置等が提案されている。

教育研究でのTAによる支援は有用であり、その定員数を職務上の必要からの算定に改めたい。

③教育研究活動の評価

【現状の説明】

（教育研究活動に対する評価方法、教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮）

本学部では、教育研究活動の客観的評価方法は確立されていない。しかし、教員の採用時と昇格時に教育研究活動は評価される。採用時には、論文、著書、資料等や関係者からの情報に基づき候補者の経歴・業績が評価される。これらの評価は、候補者を絞り込む人事委員会や具体的研究業績等を審査する正教授会においてなされている。とくに、正教授会では、まず、履歴・業績一覧の配布、業績実物等の回覧等により審査開始を検討し、審査に相当すると判断された場合、審査担当者を3人選任する。審査担当者は2週間以上の期間を掛けて慎重に審査し、再び正教授会でその報告を受けて採用の可否を決定する。

昇格の場合にも、教育研究活動の評価プロセスは、採用の場合とほぼ同じである。候補者の専門分野の責任者または学部長もしくは教務委員（専門分野教員が該当者のみの場合）より昇格の提案がなされ、在職期間と業績等を人事委員会にて検討した後、採用と同じ手続を経ることになる。

また、専門分野に複数の担当者がある場合、授業科目の決定にあたり、採用時の条件や教育活動の状況等を評価し担当科目を検討するさいに、各教員への相互評価がなされる場合もある。

本学部の関わる教育研究活動の客観的な評価方法ではないが、本学部独自の授業アンケートにより、教員は、教育活動について学生の主観的評価を受けている。アンケート結果の妥当性には疑問もあるが、教員が気がつかない点を指摘され、改善策が採られる例も見受けられる。

【点検・評価】

教育と研究は、教員にとって本来表裏一体のものである。実験等を用いない本学部教育の場合、研究と教育は必ずしも連動せず、研究が授業に生かされる態様は、理系学部の教育とは異なる。そ

Ⅲ. 学部・大学院 法学部

の点で、教育研究活動の客観的な評価方法が確立しないことはやむを得ないともいえる。しかし、人事（採用・昇格）評価プロセスは明確であり、その方法は妥当である。履歴書または業績一覧のみならず多くの情報を集め、業績実物の検証等実質的な評価を通して判断形成がなされている。この評価には多くの教員が関与し、恣意的判断を避け、客観的な判断を形成している。また教育活動に関しては、法学部教授会として、各授業の聴講・参観を認め、いわゆる開かれた授業を行っており、他の教員や第三者からの批判・意見を聴くことができる。

本学部において教育研究活動の客観的な評価方法が確立していないことは、個々の教員にとって、教育研究活動に関する統制または他人による管理がないことを意味し、自己の研究をのびのびと行える。しかし、このことは、自己評価に委ねられた自己責任に通じるものであり、このような環境の維持について、各教員の自覚が重要となる。

【改革・改善策】

個人研究をより充実させるためには、研究活動を縛るような評価方法は不要である。しかし、各教員の研究を相互に理解した上での研究活動の展開や教育活動等の情報共有は必要であり、その促進に努める。その方策として、業績状況の定期的公開、分野別の講義内容の検証、学部導入教育における共通認識の確立と効果の検証を行う。

5. 研究活動と研究環境

【到達目標】

本学部の各教員が高度の研究業績を上げられる環境整備と研究組織の構築および的確な組織運営を図る。なかんずく、各教員の研究・研修機会の十分な保障および潤沢な研究費の保障が不可欠であり、そのための改善・改革を進める。

（1）研究活動

①研究活動

【現状の説明】

（研究成果の発表状況）

本学部教員の研究活動は、個人研究を中心としている。個人研究は、論文・著書・研究ノート他の業績として公表される。「福岡大学法学論叢」（以下、「法学論叢」）における論文発表は比較的少ないものの、その論文等は法律雑誌の学会回顧等で高い評価を得ている。また、研究成果の多くは、専門雑誌、他大学の紀要、記念論文集等で発表され、著書（単著）の公刊や数多くの共著物もあり、しかも共著でありながら単著に相当する分量の担当例も見受けられる。これらの論文・著作等は、他の研究者等により引用・参照されている。

（国内外での学会活動）

学会活動に関しては、各教員が、自己の研究分野や関連分野の学会に、国内外を問わず入会し、個別報告、シンポジウムの報告者として活躍する教員も見受けられる。研究会レベルでは、研究の中間報告等として報告、質疑応答、論議を行い、自らの研究レベル向上のために切磋琢磨している。研究成果が評価され、国外での教育活動を担当する教員もいる。また、学会の理事長（会長）・理事を務めるまたは務めた教員もおり、本学部教員の研究成果の質の高さを示している。本学を会場に全国学会やブロック学会等も開催されている。

(研究助成を得て行われる研究プログラム)

科学研究費補助金(以下「科研費」という)による共同研究等に参画する教員、そこで主導的な役割を果たす教員もいる。共同研究報告書等における業績が高い評価を受ける場合もある。

研究活動の経済上の裏付けは、その多くが個人に委ねられている。科研費を得ている教員、財団・企業等から奨励金・補助金を得ている教員もいる。大学の支援として、本学研究推進部の領域別研究チーム研究費があり、平成18(2006)年度からは本学部において個人研究費制度が設けられた。

【点検・評価】

個人研究が主体であり、その研究成果は、「法学論叢」等の紀要または学術雑誌が発表の場となる。年4回発行の法学論叢は投稿数が少なく、年2回または3回の発行となる年度もある。高い評価を受け引用・参照される論文もあり、年4回発行が確保されることが望ましい。各教員の研究成果は、論文・著書等に現れ、国または地方公共団体の委員、各種団体の委員等として立法やルール作りに関与する教員、国家試験委員や審議会委員となる教員、産官学連携において活躍する教員等も見受けられる。このように、本学部の教員の研究活動は、学内外の研究者や各種実務家等から、社会的に高く評価されている。

個人研究の経済的裏付けは、個人的な努力で解決される場合が多い。個人研究についての科研費、財団等の奨励金・助成金等の獲得努力が必要となる。一方、研究教育に必要な学会へ出張旅費が不足し参加できない場合や、個人負担で参加する場合がある。これでは、十分な研究活動や意見交換ができないが、これは大学全体の問題である。領域別研究チームおよび学部個人研究費の使途等を再検討し、十分な研究支援のための全般的な見直しが必要である。

【改革・改善策】

過剰な教育・学内委員活動等の負担が研究時間の確保を困難としている現状から、研究成果を増すには、学部の努力に加えて、大学としての支援体制の強化を検討する。学会活動についての支援や個人研究費の配分や利用方法の改善への対応をすすめる。教育の基盤となる研究活動等に関連する経費の支出について、適切な文系への研究費の運用・配分が図られるよう善処策の検討を進める。

②教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

(付置研究所との関係)

現在、本学の付置研究所とこれを設置する大学・大学院との間では、共同研究のみならず、連携する動きはない。従って、本項目については追加的に記す。産学官連携に関しては、上記**(研究活動)**のとおり本学部教員が関与している例がある。教員の中には、本学の産学官連携のみならず、産学官連携に関係し研究等への助言を行って教員もいる。本学産学官連携関係委員会での他学部または他研究科教員との意見交換が見られる。

【点検・評価】

本項目についての学部による組織的活動は見られない。教員の個人的連携は、**(研究活動)**に記した点と同様に有益であろう。

【改革・改善策】

将来、本学組織や他大学組織等と連携して法学教育および研究活動を共同して行うことも考えられる。学部のみならず、大学院法学研究科、法科大学院との協力の下での展開を検討する。

Ⅲ. 学部・大学院 法学部

(2) 研究環境

① 経常的な研究条件の整備、研究成果の公表、発信・受信等

【現状の説明】

(個人研究費・研究旅費、研究成果の公表支援)

本学部における教員の研究資金は、もっぱら経常的研究資金であって、競争的研究資金は存在しない。本学部内での研究論文・研究成果の公表支援措置として、個人研究費の枠内で研究会等出席のための旅費支援および論文抜刷郵送費支援がある。

本学部では、従来、全学的な研究図書費やパソコン購入費を別とすれば、個人研究費が全くなかった。そのため、各教員の研究室に必要な雑誌やパソコン周辺機器等は、整備の保証がなかった。この状況の改善のため、「法学部研究教育経費のうち各教員専用分の執行に関するガイドライン」に基づいて、平成 19 (2007) 年 4 月以降、個人研究費 (平成 19 年度にあつては、各教員 1 名あたり年間 15 万円) を創設し、この個人研究費により、従来のパソコン購入に加えて、雑誌購入、パソコン周辺機器購入、論文抜き刷り発送等の通信費を支出できるようにした。

本学部教員には、毎年 2 回の学会出張旅費が交付される。しかし、この旅費は、研究会出席や資料収集の目的での利用が認められない。そのため、上記ガイドラインが制定された。平成 19 年 4 月以降、それに基づき、各教員に割り当てられた個人研究費の枠内で、研究会出席や資料収集の目的での出張が可能となった。

(教員研究室、研究時間確保の方途、研修機会確保の方策、共同研究費)

福岡大学文系センター棟 9 階および 10 階に、法学部教員の研究室がある。現在のところ、各教員に 1 室ずつを割り当てることができている。

法学部教員には、長期 1 年または短期 3 か月の在外研修や海外研修の機会が与えられている。しかし、研究に専念できる研究専念年 (サバティカル・イヤー) は制度化されていない。また、講義時間割編成にあたっては、毎週 1 日を、講義のない日として希望することができる。

本学部の主な共同研究費財源は、毎年度、大学から交付される研究教育経費である。学部長は、予算内示を受け予算案を作成し、教授会での上り承を経て、これを執行する。その執行は、学部共同研究室運営委員会で、各種規定に基づき企画・運営される。執行状況については、学部事務室職員により毎月執行表が作成され、原則として毎月 1 回開催の共同研究室運営委員会で報告が行われ、年度末には教授会で決算報告がなされる。

【点検・評価】

在外研究や講義のない曜日の設定等の制度的保障にもかかわらず、各教員は、多様な教育活動および学部内事務処理等に追われ、現実には研究時間の確保が困難となっている。

旅費支援および論文抜刷郵送費支援は開始されたばかりであり、効果の検証が必要であり、活用を期待したい。

発表支援策としての郵送費支援は開始されたばかりであり、効果の検証が必要である。

在職年数の長い教員にとっては、増大する書籍のために、研究室が狭隘になっている。また、北側と南側とでの日照などの自然環境格差および 9 階と 10 階と間に研究環境格差 (これについては後述) がある。

【改革・改善策】

今後の研究環境の改善を目指して、共同研究室運営委員会では、平成 17 年度以降、数回にわたっ

て、他大学視察を実施した。その結果、本学部における学会出張旅費および個人研究費の総額は、研究図書費を含めて、潤沢とは言い難いことが判明した。今後、成果発表支援策を含め研究費の増額に向けて努力する。

競争的研究資金を本学部に創設することについては、今後学部内でさらに慎重に検討を重ねる。また、サバティカル・イヤーの導入は是非実現すべき課題として取り組む。

6. 施設・設備等

【到達目標】

本学部での教育研究にあたり、ハード・ソフト両面で、多くの学生が満足できる教育施設・設備および快適な研究空間を完備する。情報化の進展に鑑み、インターネットを中心とした情報通信環境の整備等にも意を用いる。

(1) 施設・設備等の整備

①教育設備

【現状の説明】

(施設・設備等諸条件の整備、情報処理機器などの配備状況)

ハード面では、平成 18 (2006) 年 4 月以降、「福岡大学法学部ゼミレジュメ複写支援に関する内規」に基づいて、図書館ゼミ棟の 1 室 (7K 室) に、TA を常駐させたうえで、学期中の毎週月曜日から金曜日まで、ゼミナールでの報告のための資料 (レジュメ) 複写サービスを実施してきた。これにより、学生のレジュメ作成が容易になり、ゼミ報告が充実してきた。

本学部では、平成 17 年度より JESS の拡張を行い、動画配信システムを構築した。これにより、導入教育に力点を置いた動画を配信している。さらに、資料配布システムを従来の JESS システムに付加した。これにより、学生の事前学習の支援を行える体制を強化した。このシステムにおいては、学生との連絡体制の確立にも目を向けた。具体的には、受講している学生に対しては、一斉にメールによる連絡を可能にした。学生が手続を行えば、携帯電話にも転送できるようにした。

従来より、本学部独自のメールシステムを構築しており、研究用と講義用など複数のメールを使い分け、教員・学生に対する便宜を図っている。

その他、本学部独自でゼミ棟内にコンピュータ室を設けて、ゼミのレジュメの打ち出しや資料収集の便宜を図っている。

【点検・評価】

本学部における上記の学生サービスについては、本学部内外から高い評価を受けている。学外からの視察・見学のさいにも注目されるものである。本学部学生からも、とくに講義の予習・復習やゼミの報告準備のさいに役立つものと評価されている。なお、JESS の利用については、全教員の利用状況や平成 19 年 4 月稼働の大学教育システムとの一部重複等検討すべき課題もある。

【改革・改善策】

本学には、「法学部専用棟」がない。そのために、講義室やゼミ室についても、例えば、バリアフリー対策等を、本学部独自に実施することが困難である。ぜひ、「法学部専用棟」を建設して、ハード面の改善を目指したい。

ソフト面では、学生の勉学についてのサービスの向上を図っており、ゼミ参加学生がそのメリットを享有できている。さらに、ゼミに参加していない学生への支援サービスも充実したい。

Ⅲ. 学部・大学院 法学部

本学部における教育活動に必要な情報設備、特に情報通信環境とは何か、学生のニーズを探り、求められるより良い環境を提供するよう具体的な検討を行う。

メールは、簡便かつ円滑な連絡システムであり、在学生に止まらず、卒業生・同窓会等を含めた関係者との連携を考え、入学時に取得するメールアドレスを永続的に用いられるよう取り組む。また、卒業生を対象にしたソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）についても議論する。

②研究設備

【現状の説明】

各学部の独自性を発揮する、という本学全体の方針のもとに、本学部でも、「法学部」としての独自性を、研究設備の面でも強く打ち出すように努めてきた。

本学部の研究空間は、福岡大学文系センター棟9階および10階にある。9階には、共同研究室が、10階には、共同研究室、資料室、印刷室等がある。

9階共同研究室には、複写機、シュレッターおよびプリンターを、10階資料室には、複写機、シュレッター、ファックスおよびプリンターを設置している。

ソフト面では、10階資料室に、おもな判例集および法律関係雑誌を製本配架している。10階共同研究室には、各種六法全書、主要な辞典（事典）を配架するとともに、雑誌コーナーを設けて、主要な新着雑誌を展示している。

本学において導入されたFUTURE3によりギガビットのデータ通信を可能にするネットワーク環境が本学部スタッフ研究室にまで整備されており、前回の自己点検・評価報告書で課題とされた情報コンセントなどのコンピュータ通信環境は充実度を増している。学内には、多くの情報コンセントが用意され、場所的には限定されるが無線LANも利用可能である。

【点検・評価】

文系センター棟の構造の理由から、法学部の研究設備は、9階と10階とに分断されている。そのため、9階研究員の教員と10階研究員の教員とで、研究設備利用の利便性で格差がある。この格差を是正し、すべての教員が平等にメリットを享有できるようにすることが、今後の課題である。

【改革・改善策】

教育研究環境の抜本的な改善策としては、法学部専用棟の建設がぜひ望まれる。

なお、本学部では、研究設備改善を目的として、平成17年以降、数回にわたって、他大学を視察し、報告書にとりまとめ、教授会で報告した。法学部専用棟の建設については、本学中長期施設整備計画に従い整備が予定されており、本学部では、法学部専用棟建設準備委員会を設置し、検討を進め、答申を作成している。今後、専用棟の建設整備がなされることが期待される。

本学部における研究活動に必要な情報設備、特に情報通信環境とは何か、法学研究者の立場からの意見・提案を教員より聴取しつつ、求められる環境整備に努める。

7. 社会貢献

【到達目標】

社会貢献の重要性を自覚し、研究・教育を通じて社会貢献を実践できる体制作りを目標とする。その一環として、現に社会に貢献する本学部教員を支援し、ボランティア教育等を通じて学生の社会貢献意識を涵養し、寄付講座を通じて社会貢献を目指す企業との連携を強化していく。

(1) 社会への貢献、企業等との連携

【現状の説明】

(国・地方自治体等の政策形成への寄与、教育研究成果の社会への還元)

教員の中には、国や地方公共団体の審議会等の長や委員が相当数おり、これを通じて、政策形成や行政実務を支援している。すなわち、国・地方自治体等の審議会委員として立法に関与する教員や国家試験委員等がいる。また、教員が一般社会人や実務家向け講演会・セミナー等の講師として社会貢献をする機会が多くある。産業界との連携でも、専門家の立場から助言を行う教員もいる。

(ボランティア等を教育システムに取り入れた地域社会への貢献)

ボランティア等を教育システムに取り入れた地域社会への貢献については、平成 17 年度より、1 年生対象の基礎ゼミナールがホームレス問題を扱う NPO 法人の活動に参加し、社会貢献の現状を体験的に学ぶ機会を提供している。参加学生の意見は、本学部「特色ある教育」を記した小冊子で紹介されている。

(企業と連携した社会人向け教育プログラム、寄付講座)

また、本学部が企業と連携して社会人向けプログラムも実施している中国国家法官学院交流事業において、中国現地セミナー等を開催している。寄付講座については、平成 17 (2005) 年度より 2 年間、九州電力寄付講座「現代企業社会と法規制」がゼミ形式で実施された。この講座では、他大学の教員等も講師として招聘され、具体例による実践的論議が展開され、現地見学も実施された。

【点検・評価】

国・地方自治体等の政策形成への寄与については、主に各教員の個人的努力に任されているが、各教員の活動は、一定の評価を受けている。本学部もこのような活動を支援しているが、本学部が主導して行っている実績は限られており、教員の努力に負うところ大である。同様にボランティア教育も教員の努力に支えられ、上記の基礎ゼミナールで初めて実践されることになった。ただし、この一例に留まっている。寄付講座も上記の一例のみであり、平成 19 年度以降の開設は、予定されていない。

ボランティアの参加学生は、社会問題を一層深く考えるようになり、社会貢献をより身近なものと捉えるようになってきている。しかしながら現在、ボランティア教育の有効性を検証し、その継続・拡大を図る本格的な議論は行われていない。寄付講座も、参加学生に学問的刺激を与え、理論と現実を結びつけるのに有効であったが、当初より 2 年間のみの開設とされ、継続的な設置が実現できていない。学生が受ける学問的恩恵等を考慮すれば、寄付講座の継続・拡大が必要である。

【改革・改善策】

引き続き各教員の国・地方自治体等の政策形成への寄与を支持・支援する。支援策の具体化については、今後検討を進める。ボランティア教育の有効性を確認し、その継続・拡大を図ることとする。寄付講座を今後も積極的に受け入れ、企業との連携を一層強化する。

Ⅲ. 学部・大学院 法学部

8. 学生生活

【到達目標】

本学各組織と連携しつつ、本学部学生の経済的支援・生活相談等の活動に協力し、学生が本学部教育を円滑に受容できる学生生活環境の整備を図る。本学就職・進路支援センターと連携しつつ、キャリア教育を推進し、学生の意識改革および進路選択の支援・実現を図る。

①生活相談等

【現状の説明】

（学生の心身の健康保持への配慮）

生活相談等の学生生活上の困難等への対処は、学生部を中心に取組みが行われている。

本学部では、新入生へのオリエンテーションにおいて、司法書士会と協力した「学生生活ミニ法律講義」および警察と協力した「防犯講義」を実施している。

また、全学生を各教員にクラス分けした「クラス担任制」を設け、担当教員が学生の個人的悩みや相談に応じ、助言を与えている。

【点検・評価】

新入生は、オリエンテーションでの情報提供等を熱心かつ興味深く受け取っており、効果的である。クラス担任は、学生から相談の受け皿となっており有用であるが、ゼミ担当者等と繋がりを得た学生は、その担当教員へ生活相談等を行う場合が多いものと見受けられる。

【改革・改善策】

新入生への学生生活指導を興味深く効果的なものとするよう工夫が図られており、今後も内容・方法の改善に努める。クラス担任制については、少人数クラス担当者との支援策の割り振りも考慮しつつ、学生が相談しやすい仕組みを作っていく。

②就職指導

【現状の説明】

（進路指導の適切性）

就職・進路支援センター委員（1人）およびキャリア教育調整委員（4人）が中心となって、本学の就職・進路支援センターが実施する各種ガイダンスに積極的に参加するよう学生に促すとともに、個々の学生の就職相談についても、上記5人の教員が随時対応する体制を整えている。また、従来からの取組みに加えて、平成18年度より、新たに本学部主催の講演・懇談会を実施している。これは本学の「福大生ステップアッププログラム」の一環として行われ、学生の進路選択とその実現を支援するものである。講師はいずれも本学部の卒業生であり、第1回目は司法試験合格を目指す学生向けの講演を平成18年11月に実施、2回目は民間企業あるいは公務員を目指す学生向けの講演を同年12月に実施、3回目は新入生向けの講演を平成19年5月に実施した。この種の講演は定期化し、年3回の実施を予定しており、そのための予算が確保されている。

【点検・評価】

参加学生に毎回アンケートを実施し、反省材料として今後の講演の企画に活用している。アンケート内容は、本学および本学部ホームページで紹介されている。また、学生の要望を受け、3回目は平日開催とし、その情報宣伝は講義やゼミ等を通じ徹底している。参加者数も1回目23人、2回目27人、3回目78人と徐々に増加し、本講演・懇談会の開催は、学生に周知されつつある。

卒業生自らの体験に基づく講演や懇談は、進路選択に迷う学生にとって有益である。ただし、参

加学生は進路選択に高い意識を持つ学生が多く、進路選択を意識せず大学生活を送る学生への対策とはなっていない。今後、意識の低い学生への有効な対策を講ずる必要がある。

【改革・改善策】

入学後の早い段階から進路を真剣に考える学生を増やすため、講演会等の魅力を高め、進路選択の判断材料を提供するよう努める。今後、本学部同窓会と連携を密にし、多様な卒業生を講師として招き、さまざまな進路希望者の要望に応える。